

第4回 物流革新に向けたデジタル式運行記録計の普及促進に関する検討会 書面開催結果

物流・自動車局 安全政策課

■資料についての主なご意見・ご質問

No	ご意見・ご質問（要旨）	回答（記入欄）
1	<p>(1 ページ)</p> <p>実態調査における事業者向けアンケートの回答数が前回より大幅に増加している点は良い。何か特別な施策を講じたのか。</p>	<p>トラック事業者向けアンケートについては全日本トラック協会を通じた回答依頼を過年度に引き続き行うとともに、各地方運輸局等を通じた回答依頼も行う等、回答数を向上させるための施策を講じております。</p> <p>また、デジタコメーカー向けアンケートについては補助金対象者に加え、型式指定を受けている事業者にもアンケートへの回答依頼を行う等の施策を講じております。</p>
2	<p>(1 ページ)</p> <p>回答率は全体のどれくらいか。</p> <p>装着率について、アナタコ、メモリ型デジタコ、通信型デジタコ等の分類があると良いのではないか。</p> <p>また、事業規模以外にも、地域ごとなど別の切り口の分析があると興味深い。</p>	<p>今回の調査においては、全日本トラック協会の傘下事業者等に URL を配布することで回答を募りましたが、2,623 者から回答をいただきましたので、貨物自動車運送事業者約 6 万者のうち 4%強の事業者から有効回答をいただきました。</p> <p>また、来年度のフォローアップ調査の際は、ご指摘の点を踏まえた調査結果をご提示できるよう検討してまいります。</p>
3	<p>(5 ページ)</p> <p>デジタコ装着を通じて労務管理の確実性向上や運行状態分析の効率化を期待していると思われるが、廉価なデジタコでは機能が法定 3 要素の情報取得に限定されることが予想される。廉価機種も今回の検討要件に該当するか。</p>	<p>「デジタコの普及目標・普及策の設定」においてお示ししておりますとおり、本検討会で普及促進を目指すデジタコは道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合したデジタコとしており、廉価なデジタコであっても法定 3 要素（瞬間速度、走行距離及び走行時間）の情報取得ができるものであれば対象となります。</p>

No	ご意見・ご質問（要旨）	回答（記入欄）
4	<p>(16 ページ)</p> <p>義務化に際しては、猶予期間として一定期間の補助金制度の設定が必要と考える。</p>	<p>4 ページに記載の通り、現時点においても国土交通省においてデジタコ導入に係る補助金交付事業を行っており、来年度も行う予定です。ご指摘を踏まえ、今後の検討会においても検討を進めてまいります。</p>

■その他のご意見・ご質問

No	ご意見・ご質問（要旨）	回答（記入欄）
1	<p>デジタコ装着の義務化にあたっては、アナタコを採用しているトラックメーカーもあるため、関係者への周知が必要と考える。</p>	<p>義務化の可否等を検討する際は、その周知方法も含めて検討してまいります。</p>
2	<p>一般社団法人日本タコグラフ製造事業者工業会にはデジタコメーカー8社が参画していることから、同工業会にも検討会への参画を要請してはどうか。</p>	<p>今年度、日本タコグラフ製造事業者工業会には、5 ページに記載したセミナーをはじめ様々なご協力をいただきました。引き続き、様々な関係者と連携を深めていきたいと考えております。</p>
3	<p>全国の事業者とつながる機会であるので、アンケート内（あるいは回答後のお礼の文言の一部として）で補助金についての案内や、イベントや動画の案内を実施すると良いのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後、アンケート内で事業者向けの効果的な案内を行う等、対応を検討してまいります。</p>